

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から 同市外野字本田二〇三番一地先 まで</p>		区 間
<p>六・九三 〽一七・三九</p>	<p>六・九三 〽二一・三六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一一五・九九</p>		延 長 (メートル)
<p>令和四年八月二十三日付け埼玉 県行田県土整備事務所長第二十 三号で告示した道路区域の変更で ある。</p>		備 考